

新宮川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場

規約(案)

(名称)

第1条

この会議は、新宮川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場(以下「協議の場」という。)と称する。

(目的)

第2条

協議の場は、新宮川水系の河川管理者、ダム管理者及びダム参画利水者が、緊密な連携を図りながら、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づく取り組みを推進することを目的とする。

(協議の場の構成)

第3条

1. 協議の場は、別表1に掲げる構成員をもって構成する。
2. 協議の場に会長及び副会長を置く。

(会長及び副会長の職務)

第4条

1. 会長は近畿地方整備局河川部長とし、協議の場を総括及び招集する。
2. 副会長は、紀南河川国道事務所長とし、会長を補佐し、会長が不在のときは、副会長が、その職務を代理する。

(事務局)

第5条

1. 協議の場の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、紀南河川国道事務所調査課が行う。

(その他)

第6条

1. 本規約の改正は、協議の場で行う。
2. この規約に定めるもののほか、協議の場の運営に関し必要な事項は、協議の場で

定める。

附則 この規約の施行日は、令和 年 月 日とする。

別表1

近畿地方整備局 河川部長
近畿地方整備局 紀南河川国道事務所長
近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所長
和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 河川課長
奈良県 県土マネジメント部 河川課長
三重県 県土整備部 河川課長
三重県 県土整備部 防災砂防課長
関西電力株式会社 水力事業本部 保安グループマネジャー
関西電力株式会社 水力事業本部 用地グループマネジャー
電源開発株式会社 水力発電部西日本支店 支店長代理

紀の川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場

規約(案)

(名称)

第1条

この会議は、紀の川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場(以下「協議の場」という。)と称する。

(目的)

第2条

協議の場は、紀の川水系の河川管理者、ダム管理者及びダム参画利水者が、緊密な連携を図りながら、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づく取り組みを推進することを目的とする。

(協議の場の構成)

第3条

1. 協議の場は、別表1に掲げる構成員をもって構成する。
2. 協議の場に会長及び副会長を置く。

(会長及び副会長の職務)

第4条

1. 会長は近畿地方整備局河川部長とし、協議の場を総括及び招集する。
2. 副会長は、和歌山河川国道事務所長とし、会長を補佐し、会長が不在のときは、副会長が、その職務を代理する。

(事務局)

第5条

1. 協議の場の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、和歌山河川国道事務所河川占用調整課が行う。

(その他)

第6条

1. 本規約の改正は、協議の場で行う。
2. この規約に定めるもののほか、協議の場の運営に関し必要な事項は、協議の場で

定める。

附則 この規約の施行日は、令和 年 月 日とする。

別表1

近畿地方整備局 河川部長
近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所長
近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所長
奈良県 県土マネジメント部 河川課長
和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 河川課長
近畿農政局 農村振興部 水利整備課長
五條市、下市町 五條市 産業環境部 農林政策課長
和歌山県 企画部 地域振興局 地域政策課長
奈良県 水道局 水道局長
関西電力株式会社 水力事業本部 保安グループマネジャー
関西電力株式会社 水力事業本部 用地グループマネジャー
近畿農政局 南近畿土地改良調査管理事務所長
五條吉野土地改良区 総務課 係長
山田ダム土地改良区 事務局長
大和平野土地改良区 事務局長
紀の川土地改良区連合 事務局長
紀の川用水土地改良区 事務局長
五條市 水道局長
大淀町 上下水道部長
吉野町 暮らし環境整備課 上下水道推進室 課長
和歌山市 企業局 水道工務部長
橋本市 水道環境部長

大和川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場

規約(案)

(名称)

第1条

この会議は、大和川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場(以下「協議の場」という。)と称する。

(目的)

第2条

協議の場は、大和川水系の河川管理者、ダム管理者及びダム参画利水者が、緊密な連携を図りながら、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づき取り組みを推進することを目的とする。

(協議の場の構成)

第3条

1. 協議の場は、別表1に掲げる構成員をもって構成する。
2. 協議の場に会長及び副会長を置く。

(会長及び副会長の職務)

第4条

1. 会長は近畿地方整備局河川部長とし、協議の場を総括及び招集する。
2. 副会長は、大和川河川事務所長とし、会長を補佐し、会長が不在のときは、副会長が、その職務を代理する。

(事務局)

第5条

1. 協議の場の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、大和川河川事務所調査課が行う。

(その他)

第6条

1. 本規約の改正は、協議の場で行う。
2. この規約に定めるもののほか、協議の場の運営に関し必要な事項は、協議の場で

定める。

附則 この規約の施行日は、令和 年 月 日とする。

別表1

近畿地方整備局 河川部長
近畿地方整備局 大和川河川事務所長
大阪府 都市整備部 河川室 河川環境課長
奈良県 県土マネジメント部 河川課長
大阪府 南河内農と緑の総合事務所 滝畑ダム分室長
大阪府 農政室 整備課長
大阪府 農政室 整備課 計画指導グループ総括主査
河内長野市 上下水道部 水道課長
富田林市 上下水道部 水道工務課長
天理市 上下水道局長
桜井市 上下水道部長

淀川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場

規約(案)

(名称)

第1条

この会議は、淀川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場(以下「協議の場」という。)と称する。

(目的)

第2条

協議の場は、淀川水系の河川管理者、ダム管理者及びダム参画利水者が、緊密な連携を図りながら、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づく取り組みを推進することを目的とする。

(協議の場の構成)

第3条

1. 協議の場は、別表1に掲げる構成員をもって構成する。
2. 協議の場に会長及び副会長を置く。

(会長及び副会長の職務)

第4条

1. 会長は近畿地方整備局河川部長とし、協議の場を総括及び招集する。
2. 副会長は、淀川河川事務所長とし、会長を補佐し、会長が不在のときは、副会長が、その職務を代理する。

(事務局)

第5条

1. 協議の場の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、近畿地方整備局河川部河川管理課が行う。

(その他)

第6条

1. 本規約の改正は、協議の場で行う。
2. この規約に定めるもののほか、協議の場の運営に関し必要な事項は、協議の場で

定める。

附則 この規約の施行日は、令和 年 月 日とする。

別表1

近畿地方整備局 河川部長
近畿地方整備局 淀川河川事務所長
近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長
近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長
近畿地方整備局 猪名川河川事務所長
近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所長
近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所長
大阪府 都市整備部 河川室 河川環境課長
兵庫県 県土整備部 土木局 河川整備課長
兵庫県 県土整備部 土木局 総合治水課長
兵庫県 阪神南県民センター 西宮土木事務所長
兵庫県 阪神北県民局 尼崎港管理事務所長
兵庫県 阪神北県民局 宝塚土木事務所長
奈良県 県土マネジメント部 河川課長
京都府 建設交通部 理事(河川課長事務取扱)
滋賀県 土木交通部 流域政策局 水源地域対策室長
滋賀県 土木交通部 流域政策局 流域治水政策室長
三重県 県土整備部 河川課長
水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部長
近畿農政局 農村振興部 水利整備課長
関西電力株式会社 水力事業本部 保安グループマネジャー
関西電力株式会社 水力事業本部 用地グループマネジャー
滋賀県 農政水産部 耕地課 農業基盤管理推進室長
三重県 県土整備部 防災砂防課長
甲賀市、湖南市、栗東町、守山市、野洲市 甲賀市 農業振興課 農村整備室長
近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町(日野川流域用水施設管理協議会) 事務局長
奈良市、天理市、宇陀市、山添村 山添村 農林建設課長
奈良市 企業局 事業部 次長
奈良市 企業局 経営部 経営企画課長

淀川水系 資料 2-1

奈良市 企業局 事業部 送配水管理センター所長
中部電力株式会社 三重水力センター 業務課長
東海農政局 農村振興部 設計課長
犬上川沿岸土地改良区 理事長
野洲川土地改良区 事務局長
愛知川沿岸土地改良区 専務理事
日野川流域土地改良区 専務理事
大和高原北部土地改良区 事務局長
青蓮寺用水土地改良区 専務理事
滋賀県 企業庁 経営課 計画管理室長
京都府 府民環境部 理事(建設整備課長事務取扱)
兵庫県 企業庁 水道課長
奈良県 水道局 水道局長
大阪市 水道局 品質管理担当課長(兼)臨海地域整備推進担当課長
大阪広域水道企業団 経営管理部 副理事兼企画課長
大阪広域水道企業団 事業管理部 副理事兼計画課長
大阪広域水道企業団 事業管理部 送水管理センター所長
甲賀市水道事業 上下水道部長
伊賀市 上下水道部 次長
いぶき水力発電株式会社 代表取締役
枚方市 上下水道局 浄水課長
守口市 水道局 浄水課長
池田市 上下水道部 次長兼水道工務課長
阪神水道企業団 総務部 企画調整課長
川西市 上下水道局 副局長
尼崎市 公営企業局 水道部 計画課長
西宮市 上下水道局 経営管理課長
伊丹市 浄水課長
神戸市 事業部長
神戸市 浄水管理センター所長
神戸市 施設課長
名張市 上下水道部 浄水室長
宇陀市 水道局 施設課長
山添村 環境衛生課長

加古川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場

規約(案)

(名称)

第1条

この会議は、加古川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場(以下「協議の場」という。)と称する。

(目的)

第2条

協議の場は、加古川水系の河川管理者、ダム管理者及びダム参画利水者が、緊密な連携を図りながら、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づく取り組みを推進することを目的とする。

(協議の場の構成)

第3条

1. 協議の場は、別表1に掲げる構成員をもって構成する。
2. 協議の場に会長及び副会長を置く。

(会長及び副会長の職務)

第4条

1. 会長は近畿地方整備局河川部長とし、協議の場を総括及び招集する。
2. 副会長は、姫路河川国道事務所長とし、会長を補佐し、会長が不在のときは、副会長が、その職務を代理する。

(事務局)

第5条

1. 協議の場の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、姫路河川国道事務所河川管理第一課が行う。

(その他)

第6条

1. 本規約の改正は、協議の場で行う。
2. この規約に定めるもののほか、協議の場の運営に関し必要な事項は、協議の場で

定める。

附則 この規約の施行日は、令和 年 月 日とする。

別表1

近畿地方整備局 河川部長
近畿地方整備局 姫路河川国道事務所長
兵庫県 県土整備部 土木局 河川整備課長
兵庫県 県土整備部 土木局 総合治水課長
兵庫県 神戸県民センター 神戸土木事務所長
兵庫県 東播磨県民局 加古川土木事務所長
兵庫県 北播磨県民局 加東土木事務所長
兵庫県 丹波県民局 丹波土木事務所長
近畿農政局 農村振興部 水利整備課長
近畿農政局 加古川水系広域農業水利施設総合管理所 淀川水系土地改良調査
管理事務所次長(加古川水系広域農業水利施設総合管理所駐在)
兵庫県 企業庁 水道課長
兵庫県 農政環境部 農林水産局 農地整備課 農村環境室長
東播用水土地改良区 業務担当主幹
兵庫県 東播土地改良区 事務局長
丹波篠山市 上下水道部 上下水道課長
丹波篠山市 農都環境課長
丹波篠山市 丹波篠山土地改良協議会
小野市 水道部長
加東市 上下水道部長
加古川西部土地改良区 事務局長

揖保川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場

規約(案)

(名称)

第1条

この会議は、揖保川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場(以下「協議の場」という。)と称する。

(目的)

第2条

協議の場は、揖保川水系の河川管理者、ダム管理者及びダム参画利水者が、緊密な連携を図りながら、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づく取り組みを推進することを目的とする。

(協議の場の構成)

第3条

1. 協議の場は、別表1に掲げる構成員をもって構成する。
2. 協議の場に会長及び副会長を置く。

(会長及び副会長の職務)

第4条

1. 会長は近畿地方整備局河川部長とし、協議の場を総括及び招集する。
2. 副会長は、姫路河川国道事務所長とし、会長を補佐し、会長が不在のときは、副会長が、その職務を代理する。

(事務局)

第5条

1. 協議の場の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、姫路河川国道事務所河川管理第一課が行う。

(その他)

第6条

1. 本規約の改正は、協議の場で行う。
2. この規約に定めるもののほか、協議の場の運営に関し必要な事項は、協議の場で

定める。

附則 この規約の施行日は、令和 年 月 日とする。

別表1

近畿地方整備局 河川部長
近畿地方整備局 姫路河川国道事務所長
兵庫県 県土整備部 土木局 河川整備課長
兵庫県 県土整備部 土木局 総合治水課長
兵庫県 中播磨県民センター 姫路土木事務所長
兵庫県 西播磨県民局 光都土木事務所長
兵庫県 西播磨県民局 龍野土木事務所長
関西電力株式会社 水力事業本部 保安グループマネジャー
関西電力株式会社 水力事業本部 用地グループマネジャー
兵庫県 企業庁 水道課長

円山川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場

規約(案)

(名称)

第1条

この会議は、円山川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場(以下「協議の場」という。)と称する。

(目的)

第2条

協議の場は、円山川水系の河川管理者、ダム管理者及びダム参画利水者が、緊密な連携を図りながら、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づく取り組みを推進することを目的とする。

(協議の場の構成)

第3条

1. 協議の場は、別表1に掲げる構成員をもって構成する。
2. 協議の場に会長及び副会長を置く。

(会長及び副会長の職務)

第4条

1. 会長は近畿地方整備局河川部長とし、協議の場を総括及び招集する。
2. 副会長は、豊岡河川国道事務所長とし、会長を補佐し、会長が不在のときは、副会長が、その職務を代理する。

(事務局)

第5条

1. 協議の場の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、豊岡河川国道事務所調査課が行う。

(その他)

第6条

1. 本規約の改正は、協議の場で行う。
2. この規約に定めるもののほか、協議の場の運営に関し必要な事項は、協議の場で

定める。

附則 この規約の施行日は、令和 年 月 日とする。

別表1

近畿地方整備局 河川部長

近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所長

兵庫県 県土整備部 土木局 河川整備課長

兵庫県 県土整備部 土木局 総合治水課長

兵庫県 但馬県民局 豊岡土木事務所長

兵庫県 但馬県民局 養父土木事務所長

関西電力株式会社 水力事業本部 保安グループマネジャー

関西電力株式会社 水力事業本部 用地グループマネジャー

朝来市 産業振興部 農林振興課長

兵庫県 農政環境部 農林水産局 農地整備課 農村環境室長

豊岡市 上下水道部 水道課

朝来市 上下水道部 水道課

由良川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場

規約(案)

(名称)

第1条

この会議は、由良川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場(以下「協議の場」という。)と称する。

(目的)

第2条

協議の場は、由良川水系の河川管理者、ダム管理者及びダム参画利水者が、緊密な連携を図りながら、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づく取り組みを推進することを目的とする。

(協議の場の構成)

第3条

1. 協議の場は、別表1に掲げる構成員をもって構成する。
2. 協議の場に会長及び副会長を置く。

(会長及び副会長の職務)

第4条

1. 会長は近畿地方整備局河川部長とし、協議の場を総括及び招集する。
2. 副会長は、福知山河川国道事務所長とし、会長を補佐し、会長が不在のときは、副会長が、その職務を代理する。

(事務局)

第5条

1. 協議の場の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、福知山河川国道事務所河川管理課が行う。

(その他)

第6条

1. 本規約の改正は、協議の場で行う。
2. この規約に定めるもののほか、協議の場の運営に関し必要な事項は、協議の場で

定める。

附則 この規約の施行日は、令和 年 月 日とする。

別表1

近畿地方整備局 河川部長
近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長
兵庫県 県土整備部 土木局 河川整備課長
兵庫県 県土整備部 土木局 総合治水課長
兵庫県 丹波県民局 丹波土木事務所長
京都府 建設交通部 理事(河川課長事務取扱)
関西電力株式会社 水力事業本部 保安グループマネジャー
関西電力株式会社 水力事業本部 用地グループマネジャー
京都府 大野ダム総合管理事務所長
京都府 農林水産部 農村振興課長
京都府 中丹広域振興局 農林商工部 地域づくり推進室長
福知山市 産業政策部 農政課長
福知山市 豊富用水土地改良区 理事長
京都府 府民環境部 理事(建設整備課長事務取扱)
京都府 公営企業管理事務所長
京丹波町 上下水道課長
京都府 公営企業管理事務所長
丹波篠山市 上下水道部 上下水道課長

九頭竜川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場

規約(案)

(名称)

第1条

この会議は、九頭竜川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場(以下「協議の場」という。)と称する。

(目的)

第2条

協議の場は、九頭竜川水系の河川管理者、ダム管理者及びダム参画利水者が、緊密な連携を図りながら、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づき取り組みを推進することを目的とする。

(協議の場の構成)

第3条

1. 協議の場は、別表1に掲げる構成員をもって構成する。
2. 協議の場に会長及び副会長を置く。

(会長及び副会長の職務)

第4条

1. 会長は近畿地方整備局河川部長とし、協議の場を総括及び招集する。
2. 副会長は、福井河川国道事務所長とし、会長を補佐し、会長が不在のときは、副会長が、その職務を代理する。

(事務局)

第5条

1. 協議の場の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、福井河川国道事務所河川管理第一課が行う。

(その他)

第6条

1. 本規約の改正は、協議の場で行う。
2. この規約に定めるもののほか、協議の場の運営に関し必要な事項は、協議の場で

定める。

附則 この規約の施行日は、令和 年 月 日とする。

別表1

近畿地方整備局 河川部長
近畿地方整備局 福井河川国道事務所長
近畿地方整備局 九頭竜川ダム統合管理事務所長
近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所長
福井県 土木部 河川課長
電源開発株式会社 中部支店 支店長代理
北陸電力株式会社 大野水力センター所長
北陸農政局 農村振興部 地方参事官
中部経済産業局 北陸支局 電力・ガス事業課長
福井県 農林水産部 農村振興課 農地保全活用室長
福井県 産業労働部 公営企業課長
福井県 産業労働部 企業誘致課長
福井市 企業局 ガス・水道施設課長
勝山市 建設部 上下水道課長
永平寺町 建設課長

北川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場

規約(案)

(名称)

第1条

この会議は、北川水系既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場(以下「協議の場」という。)と称する。

(目的)

第2条

協議の場は、北川水系の河川管理者、ダム管理者及びダム参画利水者が、緊密な連携を図りながら、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づく取り組みを推進することを目的とする。

(協議の場の構成)

第3条

1. 協議の場は、別表1に掲げる構成員をもって構成する。
2. 協議の場に会長及び副会長を置く。

(会長及び副会長の職務)

第4条

1. 会長は近畿地方整備局河川部長とし、協議の場を総括及び招集する。
2. 副会長は、福井河川国道事務所長とし、会長を補佐し、会長が不在のときは、副会長が、その職務を代理する。

(事務局)

第5条

1. 協議の場の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、福井河川国道事務所河川管理第一課が行う。

(その他)

第6条

1. 本規約の改正は、協議の場で行う。
2. この規約に定めるもののほか、協議の場の運営に関し必要な事項は、協議の場で

定める。

附則 この規約の施行日は、令和 年 月 日とする。

別表1

近畿地方整備局 河川部長
近畿地方整備局 福井河川国道事務所長
福井県 土木部 河川課長
小浜市 産業部 上下水道課長
若狭町 建設水道課長